

山口県警察士気高揚対策協議会の設置に関する訓令

昭和53年3月4日

本部訓令第3号

(概 要)

本訓令は、山口県警察職員の士気の高揚を図り、明るい魅力ある職場を確立するため、士気高揚対策協議会の設置及び運営について必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

職員の心構え

所属長の責務

組織、会長、副会長、委員

会議の運営

庶務

提案

表彰

等である。